

障害のある学生の支援に関する基本方針

日本赤十字秋田看護大学

日本赤十字秋田短期大学

本学は、本学の学生及び入学を志願する者に対し、障害を理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するため、次のとおり基本方針を定めます。

1. すべての学生に公平な修学の機会を確保します。
2. 障害のある学生からの意思の表明に基づき、建設的対話をとおして合理的配慮を提供します。
3. 教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障害のある学生に対して、修学上差別や不利益が生じないように努めます。
4. 関連部署や教職員との連携を通じて、大学全体で支援体制の確保に努め、必要に応じて外部機関との連携を図ります。また、学生・教職員の理解促進と意識啓発に努めます。
5. 学生が安全で円滑な学生生活を送ることができるように、キャンパスの施設・環境整備に努めます。
6. 支援情報を学内外に向けて公開・発信します。
7. 障害のある学生の個人情報の保護を徹底します。